

申請者:川島 健司

論文題目 資産再評価の会計理論  
—規範的アプローチと実証的アプローチの融合をめざして—

審査員 万代勝信  
佐々木隆志  
加賀谷哲之

本論文の目的は、イギリスやオーストラリアにおける資産再評価の会計基準について、その存在理由と具体的な会計処理の論拠を明らかにすること、日本において土地再評価法に基づく事例を利用して実証分析を行うこと、そしてこれらの作業を通じて、日本における資産再評価の会計基準の設定に対して示唆を得ることである。

本論文の評価すべき点は、つぎのとおりである。

まず、第一に、会計研究における二つのアプローチ、すなわち規範的アプローチと実証的アプローチの融合をめざしている点である。会計研究において規範的アプローチは古くから行われてきたが、実証的アプローチは比較的最近行われるようになったアプローチである。規範的アプローチを採る研究者は実証的アプローチを軽視し、実証的アプローチを採る研究者は規範的アプローチを敬遠する傾向にある。この両者を結びつけようとする努力は、会計研究のレベルを一段高めるものであり、高く評価されるべきである。

第二に、イギリス、オーストラリアの会計基準設定プロセスの分析において、企業その他の利害関係者から寄せられたコメントレターをも分析することで、会計基準設定の背後にある利害調整プロセスをうまく描き出した点である。

第三に、土地再評価法はわが国における資産再評価の稀少な事例ではあるが、その実証分析から、わが国の企業(経営者)の論理と市場の論理を導き出した点である。この実証分析はわが国で初めてといっても良い。

しかし、本論文にも指摘すべき点はある。

それは、オーストラリアとイギリスで、いずれも経営者によるcreative accountingが引き金になったにも拘わらず、なぜ前者がfair value型の会計に、後者がvalue to the business型の会計へと分かれたのか、その理由が明確でない点と、データの分析結果の解釈について若干強引な面が見られる点である。もちろん、この点は、今後の筆者の努力により、解決可能であろう。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。